

北和田ふれあい住宅 入居者募集のご案内

住宅の概要

所 在 地	川上村大字北和田 671 番地
住 宅 名	北和田ふれあい住宅 202 号
建 設 年 度	平成 30 年度 (2018 年度)
募 集 戸 数	1 戸 (2 階 1 戸)
構 造	木造 長屋住宅 1LDK 48.3 m ²

家賃・共益費・敷金

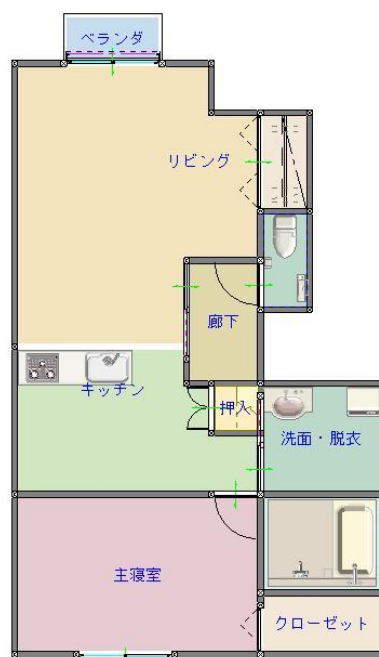
家賃は収入区分に応じてとなります。

家賃とは別に 1,600 円の共益費が必要となります。

敷金は家賃の 3 ヶ月分に相当する金額の敷金を指定する方法により納付して頂きます。

収入区分 (月収額)		家賃 令和 8 年度
(1)	0 円 ~ 104,000 円	10,900 円
(2)	104,001 円 ~ 123,000 円	12,600 円
(3)	123,001 円 ~ 139,000 円	14,500 円
(4)	139,001 円 ~ 158,000 円	16,300 円
(5)	158,001 円 ~ 186,000 円	18,600 円
(6)	186,001 円 ~ 214,000 円	21,500 円
(7)	214,001 円 ~ 259,000 円	25,200 円
(8)	259,001 円 ~	29,100 円

間取図



申込受付期間及び申込み先

申込受付期間

令和8年7月13日(月)～令和8年7月23日(木) (土・日曜日・祝日は除く)

午前8時30分～午後5時15分

申込み先

川上村役場 林業建設課 電話：0746-52-0111

入居可能時期

令和8年8月3日(月)～令和8年8月31日(月)

申込み方法

1. 入居申込に必要な書類に所要事項を記入し、本人または申込事情を詳しく説明できる方が原則持参して申し込んで下さい。
2. 申込は1世帯1住宅に限ります。
3. 申込書及び提出書類は、返却しません。

入居者の選考

- ・川上村営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の規定により、入居者を決定します。

注意事項

1. 入居申込書及び添付された書類の事項が事実と相違するときは入居を取り消すことがあります。
2. 村営住宅申込書に記載の保証人は、独立の生計を営み、かつ入居者と同等以上の収入のある者を記載すること。
3. 村営住宅内では、犬、猫等の動物は飼えません。現在飼っている方は入居前に他人に譲るなどして下さい。
4. 入居決定された方は、こまどりケーブルへ申込まなければテレビは見られません。
また、加入権・接続工事費(約20,000円)は入居者負担となります。
5. 駐車場はあります。

申込資格

若者の定住を図る村営住宅のため、入居希望者は次の要件を全て備えている方に限ります。

1. 令和8年7月1日時点で申込者(単身者または家族世帯の場合は主として家族を扶養している方)が満49歳以下の方。※ただし、子が中学生以下の場合は、川上村内の小中学校に在籍することを要件とする。
現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、これらの者が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。)であること。
2. 住宅に困窮している人。
3. 外国人の方は、中長期在留者(在留カードを所持している方)あるいは特別永住者であること。
4. 申込者または同居予定者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

申込書に添付する必要書類

1. 住民票謄本……市町村役場発行

- ・家族全員、続柄記載のもの。婚姻予定者は双方の住民票謄本が必要です。

2. 所得に関する証明書

- ・入居しようとする家族全員（義務教育を終了した人）及び婚約者について、次のいずれかが必要です。

[給与所得者]

①課税・非課税(所得)証明書……所得及び控除内容を証明する書類。市町村役場発行

- ・前年の所得証明が出ない時期に申込する場合は、前々年中のもの。

②・勤務して1年未満の場合は、入社日から申込月の前月までの給与支払証明書、勤務してまだ1ヶ月分の給与を受けていない場合は、雇用条件に基づき支給が予定されている1ヶ月分の給与支払証明書。……勤務先発行

③市町村税を完納している旨の証明書……市町村役場発行

④健康保険証(社会保険証)、以前は収入があったが申込日現在、すでに退職して無職となった方、最近勤務先を変更された方は、退職証明書(会社の発行によるもの)と健康保険資格喪失確認通知書のコピー(健康保険組合、社会保険事務所から会社、事務所等に通知されたもの)

[事業所得者]

①課税・非課税(所得)証明書……所得及び控除内容を証明する書類。市町村役場発行。

- ・前年の所得証明書が出ない時期に申込する場合は、前々年中の所得証明書及び前年所得の確定申告書の控、又は収支明細書、また申込日以前の実績が1年未満の方は収支明細書。(申込日現在の事業(営業)を開始した月から12月までの期間における総収入金額、税法上認められた必要経費の内訳を月別に記入して下さい。)

②市町村税を完納している旨の証明書……市町村役場発行

[所得のない方]

- ・非課税証明書……市町村役場発行
- ・または扶養証明書・健康保険被保険者証等の写

[年金・恩給等の受給者]

①課税・非課税(所得)証明書……市町村役場発行

②受給証書の写(受給金額がわかるもの)

[生活保護受給者]

- ・生活保護者受給証明書

[身体障害者]

- ・障害者手帳の写

3. 戸籍謄本(該当者のみ)

- ・母子、父子、単身等で申し込む場合、配偶者がいないことを確認するため必要です。
- ・別居中の親族が同居を前提に申し込む場合、親族関係を確認するために必要です。

4. 各種手帳・証明書の写し(該当者のみ)

- ・月収額を計算する時に控除がある場合は必要です。

5. 同居承諾書(該当者のみ)

・現在、別の所に居住している親族が同居を前提に申し込む場合は、双方の同居承諾書が必要です。

6. 確約書

・入居予定者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員でないことの調査に同意するために必要です。

7. その他

・提出された書類だけでは不十分な場合は、この他にも書類を必要とすることがあります。

実態調査

・申込書及び添付書類等の記載内容を確認するため、現住所・勤務先等を訪問し、調査することがあります。

※申込書類等の内容が事実と相違していた場合は、入居許可を取り消します。

申込み基準となる収入基準額

計算方法 [所得金額(A)－各種控除額(B)] ÷ 1.2 = 収入基準額

(A) 所得金額

①給与所得者の場合

年間総収入金額から下表により計算した額。

年間総収入金額の区分	所得金額
162万5千円以下	(年間総収入金額)－65万円
162万5千円を超え180万円以下	(年間総収入金額)×0.6万円
180万円を超え360万円以下	(年間総収入金額)×0.7－18万円
360万円を超え660万円以下	(年間総収入金額)×0.8－54万円

②給与所得者以外の場合(営業所得者、その他所有者、雑所得者等)

所得証明書の金額

※2人以上収入がある場合は、各自の所得金額を合算します。

(B) 各種控除額 [所得税法により認定された人であることが必要です。]

控除種別		控除対象者	控除額
一般 控除	同居・扶養控除	申込者本人を除く、同居(又は同居しようとする)親族及び遠隔地扶養親族	一人につき 380,000円
特別 控除	老人扶養控除 老人控除対象 配偶者控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の人 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人	親族控除のほか 一人につき 100,000円
	特定扶養親族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満	親族控除のほか 一人につき 250,000円

	障害者控除	申込本人及び扶養親族のうち ①精神衛生鑑定医などから中度・軽度の精神薄弱者と判定された人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 ③戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四項症から第五項症までの人 ④年齢 65 歳以上で障害の程度が①②と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人 ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人	親族控除のほか 一人につき 270,000 円
	特別障害者 控 除	申込本人及び扶養親族のうち ①心神喪失の状況にある人 ②精神衛生鑑定医などから重度の知的障害者と判定された人 ③身体障害者手帳の交付を受けている人で1・2級の人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第三項症までの人 ⑤原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣に認定を受けている人 ⑥常に就床を要し、複雑な介護を要する人 ⑦年齢 65 歳以上で障害の程度が①②③と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人 ⑧精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人	親族控除のほか 一人につき 400,000 円
	寡婦控除	所得金額が 500 万円以下で、下記の「ひとり親控除」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人 (1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が、明らかでない人 ※(2)の場合、扶養親族の要件はありません。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は、対象外です。	寡婦の方で所得がある場合 270,000 円 所得が 270,000 円未満の場合はその額
	ひとり親控除	所得金額が 500 万円以下で、現に婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない人で、生計を一にする子（所得金額が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る。）がいる人 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は、対象外です。	ひとり親の方で所得がある場合 350,000 円 所得が 350,000 円未満の場合はその額